

発議案第18号

大学生の給付制奨学金の実現を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	印
	同	堀 口 明 子	印
	同	三 田 登	印

提案理由

国に対し、大学生の給付制の奨学金制度を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

大学生の給付制奨学金の実現を求める意見書

日本は、大学の学費が世界有数の高さでありながら、給付制奨学金がないという特異な国となっている。

大学に入ってから授業料を払うためにアルバイトをしなければならないならない学生が多くいる。苦学しながら奨学金をもらっている。

日本の奨学金は学生に借金をさせる「学生ローン」であり、利用した学生は、平均でも300万円、大学院進学など多い人では1,000万円もの借金を背負わされている。

奨学金が若者を借金苦と貧困に引きずり込む、こんな社会に未来はない。

ヨーロッパやOECDの多くの国では授業料が無料か返金の必要がない給付制奨学金制度がある。

若者が大学でお金の心配もせずに学び、卒業してからの借金の返済に追われずに働くことができるように給付制奨学金制度をもうけることが国民と若者の願いである。

よって、本市議会は国に対し、下記のとおり大学生の給付制の奨学金制度を強く求めるものである。

記

1. 月額3万円の給付制奨学金を現行の奨学金受給者の半分にあたる70万人の規模で創設すること。
2. 全ての有利子奨学金を無利子にすること。
3. 既卒者の奨学金返済の減免制度を作り、生活困窮の人に救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様